

業績勘案率（案）について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事 ██████████ 業績勘案率は1.0とする。

理事 ██████████ 業績勘案率は1.0とする。

注：上記については、別添の「独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける ██████████ 理事、 ██████████ 理事の業績勘案率について」（平成17年2月15日 文部科学省独立行政法人評価委員会日本スポーツ振興センター部会決定）等に基づき、業績勘案率を1.0とするものである。

業績勘案率について

平成 17 年 2 月 15 日
文部科学省独立行政法人評価委員会
日本スポーツ振興センター部会決定

独立行政法人日本スポーツ振興センターの退職役員に関する業績勘案率とすべき値は以下のとおりとする。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事  1.0とする。

理事  1.0とする。

個人別の業績評価に関する評価シート(理事)

1. 業績目標達成のためのリーダーシップ

| | 評価項目 | 評価委員会の評価 | | | 備考 |
|---|-----------------------------|---------------|-------|--------------|----|
| | | 特段のマイ ナス要素 | 通常の業績 | 特段のプ ラス要素 | |
| 1 | 担当部門の業績目標の設定 | | ○ | | |
| 2 | 担当部門の業績目標の達成のための 経営資源の調達 | | ○ | | |
| 3 | 担当部門の業績目標の管理職層へ の目標展開 | | ○ | | |
| 4 | 担当部門の業績目標達成のための課 題設定 | | ○ | | |

2. 業務マネジメント

| | 評価項目 | 評価委員会の評価 | | | 備考 |
|---|------------------|---------------|-------|--------------|----|
| | | 特段のマイ ナス要素 | 通常の業績 | 特段のプ ラス要素 | |
| 1 | 業務遂行上の情報の共有 | | ○ | | |
| 2 | 業務運営と役割分担 | | ○ | | |
| 3 | 財務情報の理解と適切な指示 | | ○ | | |
| 4 | 業務マネジメントの組織内での徹底 | | ○ | | |
| 5 | コンプライアンス(法令遵守) | | ○ | | |
| 6 | 危機管理(予防保全) | | ○ | | |
| 7 | 危機管理(事後処理) | | ○ | | |

3. 組織・人事マネジメント

| | 評価項目 | 評価委員会の評価 | | | 備考 |
|---|-------------------|---------------|-------|--------------|----|
| | | 特段のマイ ナス要素 | 通常の業績 | 特段のプ ラス要素 | |
| 1 | 役員会(または理事会)における活動 | | ○ | | |
| 2 | 後任者の育成 | | ○ | | |

個人別の業績評価に関する評価シート(●理事)

1. 業績目標達成のためのリーダーシップ

| | 評価項目 | 評価委員会の評価 | | | 備考 |
|---|-----------------------------|---------------|-------|--------------|----|
| | | 特段のマイ ナス要素 | 通常の業績 | 特段のプラ ス要素 | |
| 1 | 担当部門の業績目標の設定 | | ○ | | |
| 2 | 担当部門の業績目標の達成のための 経営資源の調達 | | ○ | | |
| 3 | 担当部門の業績目標の管理職層へ の目標展開 | | ○ | | |
| 4 | 担当部門の業績目標達成のための課 題設定 | | ○ | | |

2. 業務マネジメント

| | 評価項目 | 評価委員会の評価 | | | 備考 |
|---|------------------|---------------|-------|--------------|----|
| | | 特段のマイ ナス要素 | 通常の業績 | 特段のプラ ス要素 | |
| 1 | 業務遂行上の情報の共有 | | ○ | | |
| 2 | 業務運営と役割分担 | | ○ | | |
| 3 | 財務情報の理解と適切な指示 | | ○ | | |
| 4 | 業務マネジメントの組織内での徹底 | | ○ | | |
| 5 | コンプライアンス(法令遵守) | | ○ | | |
| 6 | 危機管理(予防保全) | | ○ | | |
| 7 | 危機管理(事後処理) | | ○ | | |

3. 組織・人事マネジメント

| | 評価項目 | 評価委員会の評価 | | | 備考 |
|---|-------------------|---------------|-------|--------------|----|
| | | 特段のマイ ナス要素 | 通常の業績 | 特段のプラ ス要素 | |
| 1 | 役員会(または理事会)における活動 | | ○ | | |
| 2 | 後任者の育成 | | ○ | | |

(参考)

文部科学省独立行政法人評価委員会
スポーツ・青少年分科会 日本スポーツ振興センター部会
(平成17年2月15日開催) 会議資料

独立行政法人日本スポーツ振興センターの
役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について

平成16年7月23日
平成17年2月15日改正
日本スポーツ振興センター部会
〔文部科学省〕
独立行政法人評価委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という）の役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価については、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成15年12月19日閣議決定）、及び「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日総務省政策評価・独立行政法人評価委員会決定）」を踏まえた「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方（平成16年12月16日文部科学省独立行政法人評価委員会決定）」に基づくほか、以下のとおりとする。

1. 業績勘案率（ ϵ ）の決定

(1) 業績勘案率（ ϵ ）の算出

「機関実績勘案率（ α ）」と「個人業績勘案率（ β ）」に配分率 x 、 y （但し、 $x + y = 1$ 、原則として、 $x = 0.75$ 、 $y = 0.25$ ）を乗じ、「基礎業績勘案率（ ϵ' ）」を算出する。（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

基礎業績勘案率（ ϵ' ） = $x\alpha + y\beta$ （但し、 $x + y = 1$ 、原則として、 $x = 0.75$ 、 $y = 0.25$ ）

ϵ' : 基礎業績勘案率
 α : 機関実績勘案率
 β : 個人業績勘案率
 x : 機関実績勘案率の配分率
 y : 個人業績勘案率の配分率

評価委員会は、 ϵ' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の ϵ を決定する。

- ① 在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映
- ② 目的積立金の積立状況（ ϵ が 1.5 を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。）

(2) 機関実績勘案率（ α ）

① 各年度の機関の業務実績評価（項目別評価）

機関実績勘案率（ α ）については、当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」（項目別評価）の結果に基づき、当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、適切な換算表に従い 0.0 ～ 2.0 の範囲内で算出する。

なお、評価を行っていない年度については、直近の年度の実績評価を当該年度実績評価とみなして算出する。

年度実績評価の評定については、以下のとおり。

A⁺評定（年度計画を十分に履行し、中期計画達成に向けて着実に成果を上げており、評価委員会
が特に優れていると判断したもの）、

A評定（年度計画を十分に履行し、中期計画達成に向けて着実に成果を上げている）、

B評定（年度計画をほぼ履行し、中期計画達成に向けておおむね成果を上げている）、

C評定（年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である）、

C⁻評定（年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要であり、
評価委員会が改善の必要があると判断したもの）

| 評 価 | 機関実績勘案率 | 項目別評価に占める評定の割合 |
|-----|---------|--|
| S | 1.6～2.0 | A ⁺ 評定が60%以上、かつ部会が特に優れていると判断したもの |
| A | 1.1～1.5 | A ⁺ 評定が10%以上60%未満かつA ⁺ 評定とA評定の合計が100%以上 |
| B | 1.0 | A ⁺ 評定が0%以上10%未満かつA評定が90%超100%以下 又 是 A ⁺ 評定とA評定の合計が0%以上100%未満かつB評定が0%超100%以下 |
| C | 0.5～0.9 | A ⁺ 評定とA評定とB評定の合計が0%以上100%未満 かつC評定が0%超100%以下 |
| F | 0.0～0.4 | A ⁺ 評定とA評定とB評定とC評定の合計が0%以上100%未満 かつC ⁻ 評定が0%超、部会が改善の必要があると判断したもの |

※ 評定割合の換算表については別紙のとおり。

なお、機関実績勘案率を「1.6～2.0」とする場合は、原則として当該役員の在任中のいずれかの
年度にいわゆる目的積立金（独立行政法人通則法第44条第3項により剰余金の使途に充て得る積
立金）の実績があること、その他特筆すべき客観的な実績があること等が必要である。

②機関実績勘案率（α）の算出

$$\alpha = (\alpha_1 \times \text{初年度の在職月数} + \alpha_2 \times 12 \text{月} + \dots + \alpha_n \times n \text{年度の在職月数}) / \text{全在職月数}$$

(3) 個人業績勘案率（β）

役員退職の際に、法人の長が当該役員の任期中の個人的な業績に関し、下記の観点を参考に評価を
行い部会に報告する。部会では、法人より報告された業績評価も参考にしつつ、個人業績勘案率（β）
を0.0～2.0の範囲内で決定する。

〈評価の観点〉

- 業務目標達成に向けてのリーダーシップ（理事長、理事）
- 業務マネジメント（理事長、理事）
- 組織・人事マネジメント（理事長、理事）
- 対外インパクト（理事長）
- 監査方針設定と組織化活動（監事）

別 紙

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表について

(単位：%)

| 評 価 | 勘案率 | A ⁺ | A | B | C | C ⁻ |
|-----|-----|----------------------|----------------------|---|--------------|----------------|
| S | 2.0 | 100 | × | × | × | × |
| | 1.9 | 90以上 100未満 | 10以下 | × | × | × |
| | 1.8 | 80以上 90未満 | 10超 20以下 | × | × | × |
| | 1.7 | 70以上 80未満 | 20超 30以下 | × | × | × |
| | 1.6 | 60以上 70未満 | 30超 40以下 | × | × | × |
| A | 1.5 | 50以上 60未満 | 40超 50以下 | × | × | × |
| | 1.4 | 40以上 50未満 | 50超 60以下 | × | × | × |
| | 1.3 | 30以上 40未満 | 60超 70以下 | × | × | × |
| | 1.2 | 20以上 30未満 | 70超 80以下 | × | × | × |
| | 1.1 | 10以上 20未満 | 80超 90以下 | × | × | × |
| B | 1.0 | 0以上10未満 0以上 100未満 | 90超100以下 0超 100以下 | × | × | × |
| C | 0.9 | | 80以上 100未満 | | 0超 20以下 | × |
| | 0.8 | | 60以上 80未満 | | 20超 40以下 | × |
| | 0.7 | | 40以上 60未満 | | 40超 60以下 | × |
| | 0.6 | | 20以上 40未満 | | 70超 80以下 | × |
| | 0.5 | | 0以上 20未満 | | 80超 100以下 | × |
| F | 0.4 | | 80以上 100未満 | | | 0超 20以下 |
| | 0.3 | | 60以上 80未満 | | | 20超 40以下 |
| | 0.2 | | 40以上 60未満 | | | 40超 60以下 |
| | 0.1 | | 20以上 40未満 | | | 60超 80以下 |
| | 0.0 | | 0以上 20未満 | | | 80超 100以下 |

【概 略】

1. SとA評価は、年度実績評価（項目別評価）のA⁺とA評価のみであり、B評価以下はなし。
S評価は、年度実績評価（項目別評価）のA⁺評価の割合が60%以上。
（例1）A⁺評価の割合が70%、A評価の割合が30%の場合 →評価：S、勘案率：1.7
（例2）A⁺評価の割合が10%、A評価の割合が90%の場合 →評価：A、勘案率：1.1
2. B評価は、年度実績評価（項目別評価）のA⁺とAとB評価のみであり、C評価以下はなし。
（例3）A⁺評価の割合が90%、B評価の割合が10%の場合 →評価：B、勘案率：1.0
（例4）A⁺評価の割合が70%、A評価の割合が20%、B評価の割合が10%の場合→
評価：B、勘案率：1.0
（例5）A評価の割合が100%の場合 →評価：B、勘案率：1.0
3. C評価は、年度実績評価（項目別評価）にC評価が1つ以上あり、C⁻評価以下はなし。
（例6）A⁺評価の割合が90%、C評価の割合が10%の場合 →評価：C、勘案率：0.9
（例7）A⁺評価の割合が10%、A評価の割合が80%、C評価の割合が10%の場合→
評価：C、勘案率：0.9
（例8）A評価の割合が50%、B評価の割合が30%、C評価の割合が20%の場合→
評価：C、勘案率：0.9
4. F評価は、年度実績評価（項目別評価）にC⁻評価が1つ以上ある。
（例9）A⁺評価の割合が90%、C⁻評価の割合が10%の場合→評価：F、勘案率：0.4
（例10）A⁺評価の割合が50%、A評価の割合が30%、C⁻評価の割合が20%の場合→
評価：F、勘案率：0.4
（例11）C評価の割合が30%、C⁻評価の割合が70%の場合→評価：F、勘案率：0.1

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける
 [] 理事の業績勘案率について

平成17年2月15日
 日本スポーツ振興センター部会
 (文 部 科 学 省)
 独立行政法人評価委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける [] 理事の業績勘案率については、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について(平成17年2月15日文科省独立行政法人評価委員会日本スポーツ振興センター部会決定)」に基づき、以下のとおりとする。

1. 在任期間(業績勘案率適用期間)

平成15年10月1日～平成16年6月30日)

(平成16年1月1日～平成16年6月30日)

2. 「機関実績勘案率(α)」について

(1) 機関実績勘案率算出の基準となる年度実績評価について

[] 理事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～平成16年6月30日であり、機関実績勘案率の算出にあたっては、平成15年度に係る実績評価結果及び平成16年度に係る実績評価が対象となる。

しかしながら、平成16年度の評価結果は確定していないため、その取扱いについては、以下(2)②平成16年度に係る機関実績勘案率による。

(2) 機関実績勘案率(α)の算出

①平成15年度機関実績勘案率

当該役員の担当業務の評価項目を抜粋し、換算表により算出する。

○平成15年度業務実績評価に占める各評定の割合

| 評 定 | | 項目数 | 項目別評価における各評定の割合 |
|-----|---|-----|-----------------|
| A+ | 年度計画を十分に履行し、中期計画達成に向けて着実に成果を上げており、評価委員会が特に優れていると判断したもの | 0 | 0% |
| A | 年度計画を十分に履行し、中期計画達成に向けて着実に成果を上げている | 10 | 71% |
| B | 年度計画をほぼ履行し、中期計画達成に向けておおむね成果を上げている | 4 | 29% |
| C | 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である | 0 | 0% |
| C- | 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要であり、評価委員会が改善の必要があると判断したもの | 0 | 0% |

○項目別評価の内訳

| 評価項目 | A+ | A | B | C | C- | 合計 |
|-------------------------------------|----|----|---|---|----|----|
| I. 業務運営の効率化に関する事項 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 0 | 3 | 4 | 0 | 0 | 7 |
| III. 予算（人件費見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ～ | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| VII. その他の主務省令で定める業務運営に関する事項 | | | | | | |
| 合 計 | 0 | 10 | 4 | 0 | 0 | 14 |

②平成16年度機関実績勘案率

平成16年度については、まだ年度実績評価を実施していないため、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について(平成17年2月15日改正)」に則り、平成15年度の実績評価を平成16年度事業年度の実績評価とみなす。

③機関実績勘案率（ α ）の算出

$$\alpha = (\text{平成15年度機関実績勘案率} \times \text{平成15年度の在職月数} + \text{平成16年度機関実績勘案率} \times \text{平成16年度の在職月数}) / \text{全在職月数}$$

$$= (1.0 \times 3 + 1.0 \times 3) / 6 = 1.0$$

3. 「個人業績勘案率（ β ）」について

個人業績勘案率については、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について(平成17年2月15日改正)」に則り、法人から報告された業績評価も参考にしつつ、当部会において評価を行った結果、1.0とする。

4. 「業績勘案率（ ϵ ）」の算出

$$\text{基礎業績勘案率} (\epsilon') = 0.75 \times \alpha + 0.25 \times \beta = 1.0$$

(小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

当部会としては、基礎業績勘案率1.0に基づき、①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映、②目的積立金の積立状況を勘案し、業績勘案率（ ϵ ）については、1.0とする。

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける
 ■ 理事の業績勘案率について

平成17年2月15日
 日本スポーツ振興センター部会
 (文 部 科 学 省)
 独立行政法人評価委員会

独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける■理事の業績勘案率については、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について(平成17年2月15日 文部科学省独立行政法人評価委員会 日本スポーツ振興センター部会決定)」に基づき、以下のとおりとする。

1. 在任期間(業績勘案率適用期間)

平成15年10月1日～平成17年1月31日)

(平成16年1月1日～平成17年1月31日)

2. 「機関実績勘案率(α)」について

(1) 機関実績勘案率算出の基準となる年度実績評価について

■理事の業績勘案率の適用期間は、平成16年1月1日～平成17年1月31日であり、機関実績勘案率の算出にあたっては、平成15年度に係る実績評価結果及び平成16年度に係る実績評価が対象となる。

しかしながら、平成16年度の評価結果は確定していないため、その取扱いについては、以下(2)②平成16年度に係る機関実績勘案率による。

(2) 機関実績勘案率(α)の算出

①平成15年度機関実績勘案率

当該役員の担当業務の評価項目を抜粋し、換算表により算出する。

○平成15年度業務実績評価に占める各評定の割合

| 評 定 | | 項目数 | 項目別評価における各評定の割合 |
|-----|---|-----|-----------------|
| A+ | 年度計画を十分に履行し、中期計画達成に向けて着実に成果を上げており、評価委員会が特に優れていると判断したもの | 2 | 9% |
| A | 年度計画を十分に履行し、中期計画達成に向けて着実に成果を上げている | 17 | 77% |
| B | 年度計画をほぼ履行し、中期計画達成に向けておおむね成果を上げている | 3 | 14% |
| C | 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要である | 0 | 0% |
| C- | 年度計画を十分には履行しておらず、中期計画達成のためには業務の改善が必要であり、評価委員会が改善の必要があると判断したもの | 0 | 0% |

○項目別評価の内訳

| 評価項目 | A+ | A | B | C | C- | 合計 |
|--|----|----|---|---|----|----|
| I. 業務運営の効率化に関する事項 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | 1 | 8 | 2 | 0 | 0 | 11 |
| III. 予算（人件費見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ～ VII. その他の主務省令で定める業務運営に関する事項 | 0 | 6 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| 合 計 | 2 | 17 | 3 | 0 | 0 | 22 |

②平成16年度機関実績勘案率

平成16年度については、まだ年度実績評価を実施していないため、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について(平成17年2月15日改正)」に則り、平成15年度の実績評価を平成16年度事業年度の実績評価とみなす。

③機関実績勘案率（ α ）の算出

$$\alpha = (\text{平成15年度機関実績勘案率} \times \text{平成15年度の在職月数} + \text{平成16年度機関実績勘案率} \times \text{平成16年度の在職月数}) / \text{全在職月数}$$

$$= (1.0 \times 3 + 1.0 \times 10) / 13 = 1.0$$

3. 「個人業績勘案率（ β ）」について

個人業績勘案率については、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの役員の退職手当に係る「業績勘案率」の評価について(平成17年2月15日改正)」に則り、法人から報告された業績評価も参考にしつつ、当部会において評価を行った結果、1.0とする。

4. 「業績勘案率（ ε ）」の算出

$$\text{基礎業績勘案率} (\varepsilon') = 0.75 \times \alpha + 0.25 \times \beta = 1.0$$

(小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

当部会としては、基礎業績勘案率1.0に基づき、①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映、②目的積立金の積立状況を勘案し、業績勘案率（ ε ）については、1.0とする。

「業績勘案率」の評価を行うに当たっての基本的考え方

平成 16 年 12 月 16 日
文部科学省独立行政法人評価委員会

1. 「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方」の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）を受けて、文部科学省所管の各独立行政法人においては役員退職手当規定の改正を行った。また、業績勘案率の策定の考え方について、平成 16 年 3 月 24 日に開催された第 14 回文部科学省独法評価委員会（以下「評価委員会」という。）において「『業績勘案率』の評価を行うに当たっての基本的考え方（以下、「基本的考え方」と言う。）」を決定した。

一方、7 月 23 日に総務省政策評価・独法評価委員会において「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」が決定された。本決定では、業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とすることとされており、各府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、評価委員会として基本的考え方を以下の通り見直すこととする。

2. 「業績勘案率」の決定

(1) 「業績勘案率 ε 」の算出

「機関実績勘案率 α 」と「個人業績勘案率 β 」との配分率 x 、 y （注. 各法人の特性・役員の職責に応じ決定。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 y は 0.25^{*} を超えないこととする。）を乗じ、「基礎業績勘案率 ε' 」を求める（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

$$\varepsilon' = x \alpha + y \beta \quad (\text{但し } x + y = 1, 1 > x \geq 0.75, 0.25 \geq y > 0)$$

| | | |
|---|----------------|---------------|
| { | ε' | : 基礎業績勘案率 |
| | α | : 機関実績勘案率 |
| | β | : 個人業績勘案率 |
| | x | : 機関実績勘案率の配分率 |
| | y | : 個人業績勘案率の配分率 |

*1: 例えば、労務行政研究所 2003 年調査「役員報酬・賞与、退職金調査」労政時報第 3588 号によると、民間企業における基本退職慰労金に対する個人業績を勘案した功労加算の割合は、基本退職慰労金の 30% 以内が圧倒的に多いと報告されている。この場合、退職金における個人業績の寄与度は最大で約 23% (= 30 / 130) となっている。

評価委員会は ε' に基づき、以下の点を勘案して当該役員の ε を決定する。

- ①在職時に受けた役員報酬に対する法人及び個人の業績の反映状況
- ②目的積立金の積立状況 (ε が 1.5 を超える場合は、原則として在職期間のいずれかの年度に目的積立金を積み立てたことが必要であることとする。)

(2) 「機関実績勘案率 α 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を α とする（小数点第一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の結果における項目別評価を当該役員の職責に応じ適切にウェイト付けし、通常の業績に比して明確に差が生じる適切な換算表に従い 0.0～2.0 の間で算出するものとする。（適切な換算表の参考例（別添1））

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。

(3) 「個人業績勘案率 β 」の算出

当該役員の任期中の個人的な業績に関し、予め当該法人の長が評定を行った結果も参考にしつつ、評価委員会が評価し、当該役員の個人業績勘案率 β を 0.0～2.0 の間で決定することとする。（個人的な業績評価の観点の参考例（別添2））

3. 通知の手続き等

(1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定するに当たり、予め総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(2) 評価委員会は、「業績勘案率」が 1.5 を超え、又は 0.5 を下回る場合には、速やかに文部科学大臣に通知する。（注. 文部科学大臣は評価委員会から通知を受けた場合は、内閣官房長官に通知することとしている。）

(3) 本「考え方」については、今後行われる業績勘案率の決定の状況等を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。

(別添1)

【5段階評定の例】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表について

(単位：%)

| | | 各事業年度の項目別評価の評定 | | | | |
|---|-----|---------------------|---------------------|---|--------------|----------------|
| | | A ⁺ | A | B | C | C ⁻ |
| 機 関 実 績 勘 案 率 α | 2.0 | 100 | × | × | × | × |
| | 1.9 | 90以上 100未満 | 10以下 | × | × | × |
| | 1.8 | 80以上 90未満 | 10超 20以下 | × | × | × |
| | 1.7 | 70以上 80未満 | 20超 30以下 | × | × | × |
| | 1.6 | 60以上 70未満 | 30超 40以下 | × | × | × |
| | 1.5 | 50以上 60未満 | 40超 50以下 | × | × | × |
| | 1.4 | 40以上 50未満 | 50超 60以下 | × | × | × |
| | 1.3 | 30以上 40未満 | 60超 70以下 | × | × | × |
| | 1.2 | 20以上 30未満 | 70超 80以下 | × | × | × |
| | 1.1 | 10以上 20未満 | 80超 90以下 | × | × | × |
| | 1.0 | 0以上10未満 0以上100未満 | 90超100以下 0超100以下 | × | × | × |
| | 0.9 | | 80以上 100未満 | | 0超 20以下 | × |
| | 0.8 | | 60以上 80未満 | | 20超 40以下 | × |
| | 0.7 | | 40以上 60未満 | | 40超 60以下 | × |
| | 0.6 | | 20以上 40未満 | | 70超 80以下 | × |
| | 0.5 | | 0以上 20未満 | | 80超 100以下 | × |
| | 0.4 | | 80以上 100未満 | | | 0超 20以下 |
| | 0.3 | | 60以上 80未満 | | | 20超 40以下 |
| | 0.2 | | 40以上 60未満 | | | 40超 60以下 |
| | 0.1 | | 20以上 40未満 | | | 60超 80以下 |
| 0.0 | | 0以上 20未満 | | | 80超 100以下 | |

【4段階評価の例】

機関実績勘案率の評価割合に関する換算表

(単位：%)

| | | 各事業年度の項目別評価の評定 | | | | | |
|---------------------|------------------|---------------------|------------------------|--------------------|-----------------|------------------------|--------------------|
| | | S | A | B | F | | |
| 機関実績勘案率 α | 2.0 | $S=100$ | $A=0, B=0, F=0$ | | | | |
| | 1.9 | $90 \leq S < 100$ | $S+A=100$ | $B=0, F=0$ | | | |
| | 1.8 | $80 \leq S < 90$ | | | | | |
| | 1.7 | $70 \leq S < 80$ | | | | | |
| | 1.6 | $60 \leq S < 70$ | | | | | |
| | 1.5 | $60 \leq S < 100$ | $80 \leq S+A \leq 100$ | $0 < B \leq 20$ | $F=0$ | | |
| | | $50 \leq S < 60$ | | $0 \leq B \leq 20$ | | | |
| | 1.4 | $40 \leq S < 50$ | | | | | |
| | 1.3 | $30 \leq S < 40$ | | | | | |
| | 1.2 | $20 \leq S < 30$ | | | | | |
| | 1.1 | $10 \leq S < 20$ | | | | | |
| | 1.0 | $0 \leq S < 10$ | | | | $80 \leq S+A \leq 100$ | $0 \leq B \leq 20$ |
| | | $80 \leq S+A < 100$ | | $0 < B+F \leq 20$ | | $0 < F \leq 5$ | |
| | 0.9 | $0 \leq S+A < 80$ | $20 < B+F \leq 40$ | $0 \leq F \leq 5$ | | | |
| | 0.8 | | $40 < B+F \leq 60$ | | | | |
| | 0.7 | | $60 < B+F \leq 80$ | | | | |
| | 0.6 | | $80 < B+F \leq 100$ | | | | |
| | 0.5 | $0 < S+A+B < 95$ | | | $5 < F \leq 20$ | | |
| 0.4 | $20 < F \leq 40$ | | | | | | |
| 0.3 | $40 < F \leq 60$ | | | | | | |
| 0.2 | $60 < F \leq 80$ | | | | | | |
| 0.1 | $80 < F < 100$ | | | | | | |
| 0.0 | $S=0, A=0, B=0$ | | | | $F=100$ | | |

【3段階評定の例】

機関実績勘案率の評定割合に関する換算表

(単位：%)

| | | 各事業年度の項目別評価の評定 | | | 調整区分 |
|---|-----------|----------------|-----------|----------|------------|
| | | A | B | C | [大項目A評定] |
| 機 関 実 績 勘 案 率 α | 2.0 | 98以上 100未満 | 2以下 | 0 | 100 |
| | 1.9 | 96以上 98未満 | 2超 4以下 | 0 | 80以上 100未満 |
| | 1.8 | 94以上 96未満 | 4超 6以下 | 0 | |
| | 1.7 | 92以上 94未満 | 6超 8以下 | 0 | |
| | 1.6 | 90以上 92未満 | 8超 10以下 | 0 | |
| | 1.5 | 88以上 90未満 | 10超 12以下 | 0 | |
| | 1.4 | 86以上 88未満 | 12超 14以下 | 0 | |
| | 1.3 | 84以上 86未満 | 14超 16以下 | 0 | |
| | 1.2 | 82以上 84未満 | 16超 18以下 | 0 | |
| | 1.1 | 80以上 82未満 | 18超 20以下 | 0 | |
| | 1.0 | 50以上 80未満 | 20超 50以下 | 0 | |
| | 0.9 | 40以上 50未満 | 50超 60以下 | 0 | 0以上 50未満 |
| | 0.8 | 90以上 100未満 | | 0超 10以下 | |
| | | 30以上 40未満 | 60超 70以下 | 0 | |
| | 0.7 | 80以上 90未満 | | 10超 20以下 | |
| | | 20以上 30未満 | 70超 80以下 | 0 | |
| | 0.6 | 70以上 80未満 | | 20超 30以下 | |
| | | 10以上 20未満 | 80超 90以下 | 0 | |
| | 0.5 | 60以上 70未満 | | 30超 40以下 | |
| | | 0以上 10未満 | 90超 100以下 | 0 | |
| 0.4 | 50以上 60未満 | | 40超 50以下 | | |
| | 40以上 50未満 | | 50超 60以下 | | |
| 0.3 | 30以上 40未満 | | 60超 70以下 | | |
| | 20以上 30未満 | | 70超 80以下 | | |
| 0.2 | 10以上 20未満 | | 80超 90以下 | | |
| | 0以上 10未満 | | 90超 100以下 | | |
| 0.1 | 10以上 20未満 | 80超 90以下 | | | |
| 0.0 | 0以上 10未満 | 90超 100以下 | | | |